

## 事前協議および同意に関する協定書

株式会社〇〇〇〇（以下会社という）と自治労全国一般〇〇〇〇労働組合（以下組合という）は、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」という労働基準法第2条に基づき、次のとおり合意し、協定する。

会社および組合は、この協定を確認するため、協定書2通を作成し、双方代表者は記名捺印し、各一通を保管する。

1. すべての労働条件について、会社と組合は事前に誠意をもって協議し、双方の同意を持って決定し、実施する。
2. 会社は、解雇、配置転換、出向、職種変更など、組合員の労働条件を変更する場合には、組合と事前に十分協議し、組合と本人の同意を得て行う。
3. 会社は、労働条件の変更、職員数の変更、事業内容の変更、事業の合併、分割、縮小および休廃止、事業の譲渡、重大な資産の処分、特定調停申立て、民事再生申立てまたは破産の申立て、機構改正、解散等、組合員の労働条件に影響を及ぼす事項については、組合と事前に協議し、同意を得なければならない。

年 月 日

株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

自治労全国一般〇〇〇〇労働組合  
執行委員長 〇〇 〇〇 印